

議案第 118 号

平成 23 年度三重県伊賀市公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）

平成 23 年度三重県伊賀市の公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 1 表 債務負担行為」による。

平成 23 年 12 月 1 日提出

三重県伊賀市長 内 保 博 仁